

福島県医療施設経営強化緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関（病院又は診療所であって精神病床（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第2項第1号に規定する病床をいう。）、療養病床（法第7条第2項第4号に規定する病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する病床をいう。）を有するものをいう。以下同じ。）が、効率的な医療提供体制の確保を図るため、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付対象となる要件)

第2条 給付金の交付要件は次のとおりとする。

- (1) 令和6年12月17日（令和6年度厚生労働省補正予算成立日）から令和7年9月30日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行うこと。
- (2) 次に該当する場合は交付対象外とする。
 - ア 令和7年9月30日時点において廃院している場合（令和7年10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）
 - イ 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（令和7年10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）
 - ウ 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
 - エ 有床診療所から無床診療所への変更の場合

(交付の対象及び交付額)

第3条 給付金は、医療機関が病床の削減を行う場合に要する経費について、医療機関に対して交付するものとし、その額は以下のとおりとする。

- (1) 削減した病床1床につき4,104千円とする。
- (2) 交付対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支援事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。
- (3) 交付額の算定にあたっては、次の病床数を除く。
 - ア 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）

- イ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ウ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- エ 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- オ 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- カ 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数
- キ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
 - (ア) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
 - (イ) 放射線治療病室の病床
 - (ウ) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
 - (エ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（1）福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る事業計画書（別紙第1号様式）

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（交付決定の通知等）

第5条 知事は、規則第4条第1項による交付の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに申請者に対して、指令書により通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(給付金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 次に該当する場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。この場合、知事は給付金の交付を受けた医療機関の開設者又は開設者であった者に対し、給付金の交付の決定を取り消し、または変更することができる。また、すでに給付金が交付されている場合は、知事は交付を行った給付金全額の返還を求めることができる。

ア 給付金の交付を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、知事が病床の増加を必要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第8条 規則第6条第1項第3号に規定する報告は、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る事故報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第10条 申請者は病床の削減が完了したときは、速やかに福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、病床の削減が完了した日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は給付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(1) 許可病床数の変更を示す書類の写し(病床数の変更を保健所等へ届け出たことを証する書類等)

(2) 福島県医療施設経営強化緊急支援給付金に係る事業実績書(別紙第2号様式)

(額の確定)

第12条 規則第14条の規定による通知は、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金の

額の確定通知書（第 6 号様式）によるものとする。

（給付金の交付の請求）

第 13 条 給付金交付の決定の通知を受けた医療機関は、病床の削減が完了した場合は、第 12 条の実績報告書と併せて、福島県医療施設経営強化緊急支援給付金交付請求書（第 7 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第 14 条 給付金の交付を受けた医療機関は、給付金に係る会計帳簿、病床の削減及びその他給付金に関する書類を整備し、病床の削減が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行し、令和 6 年 12 月 17 日以降に実施する病床の削減について適用する。